登録規程

(総則)

第1条 この規程は、規約第25条に基づき、本規程を定める。

(登録)

第2条 規約第2条の趣旨に賛同した者は、本協会に登録し、本協会の会員となる。

(登録の種類)

- 第3条 次の種類のいずれかに登録する。
 - 1、県大会以上の大会に出場しようとする者は、日本卓球協会登録とする。
 - 2、本協会の大会のみに出場するものは、鶴岡卓球協会登録とする。

(登録の方法)

- 第4条 次のいずれかの方法で、名簿に記載し本協会へ登録する。
 - 1、団体、チームに所属している場合は、その責任者が一覧表に名簿を一括して記載し、登録する。
 - 2、所属する団体、チームがない場合は、個人で名簿に記載し、登録する。

(登録の資格)

- 第5条 本協会に登録できる者は、地域内に居住又は勤務している者、並びに学籍を有する者を原則とする。
 - 1、地域とは、鶴岡市、三川町、庄内町を指す。

(登録料)

第6条 本協会に登録する時は、定められた登録料を納入しなければならない。

(登録の期限)

第7条 本協会への登録は単年度とし、登録は毎年行わなければならない。

(規程の改定)

第8条 本規程の改定は、常任理事会で行う。

(付 則)

第9条 本規定は、平成12年4月22日より施行する。

平成20年4月18日一部改定、施行する。